

弘前藩の刑法典 (四) — 寛政律 —

橋本久

目次

はじめに

一 安永律

二 寛政律

(一) 『御刑法書之写』

(二) 『寛政律』(その一)

(三) 『寛政律』(その二)

三 文化律

二 寛政律

(二) 『寛政律』(その二)

凡例

- 一 弘前市立弘前図書館所蔵、津軽古図書保存会旧蔵本(甲五、八五)を用いた。
- 一 表記法は原則として前号に倣うが、一部変体がないを敢えて表示した所もある。
- 一 便宜上、各項目に「一・二・三……」、各条文に「1・2・3……」等の数字を付した。
- 一 その他に適宜書き加えた箇所は「( )」で示した。
- 一 原本は他本と同様に続け書きであるが、各項目の前を一行ずつ空けた。
- 一 京大本にない文については、冒頭に※印を付した。

〔表紙〕

寛政律全

〔内題〕

寛政律

寛

此度御刑法御改被 仰付候ニ付沙汰仕候処、明律ハ歴代之刑法をいたし損益相立候儀に付、律之輕重宜ク儀理共ニ正敷御座候得とも、當時に比へ候得者一体之律重ク御座候間、明律に而答罪ニ相当候部者大方當時戸メニ而相濟候振合ニ御座候而、猶又刑法も違ひ候間、其儘ニ而者難相用、依之當時通例行ひ候刑名を以て明律之格ニ随ひ差等相立、專其義理ニ依り輕重相分け申候、右之内 公儀御定ニ拘り候儀并是迄之御法ニ而俄ニ輕重難相成分者、与得沙汰仕斟酌加減仕候間、此末御刑罰御沙汰御座候節、若此度相定候ヶ条之内洩れ候之儀御座候而も、右之趣を以明律を致参考罪之輕重無之様被仰付候様奉存候、即此度相定候御刑法名目与明律刑名との相当之差等如左、

五日	五百文	六百文	十	〔書入〕
十日	九百文	被仰付候、 〔書入〕 「戸メ」過料	二十	〔書入〕 ハ是迄日
十五日	一ノ二百文	答刑	三十	數幾日ニ相成候間御
二十日	一ノ五百文		四十	免被仰付候様申上候
三十日	一ノ八百文		五十	得とも以采幾日戸メ 被仰付候様ニと日數 を記申上候儀辰の八 月同濟

文化五辰年同濟五月廿四日

四奉行

鞭刑	杖刑 <sup>明律</sup>
三	六十
六	七十
九	八十
十二	九十
十五	一百
鞭刑追放	徒刑 <sup>明律</sup>
十八 所払	一年杖六十
廿一 三里	一年半杖七十
廿四 五里	二年杖八十
廿七 七里	二年半杖九十
三十 十里 大場御搦	三年杖一百
※ 大場 四浦 五浦 木作 飯詰	
板屋野木 浅虫 黒石	
三御通地	
碓ヶ関 青森 鯨ヶ沢	
徒刑	流刑 <sup>明律</sup>

半年鞭三十	二千里杖一百
一年鞭三十	二千五百里杖一百
一年半鞭三十	三千里杖一百
死刑	死刑 <sup>明律</sup>
斬	絞
獄門	斬 秋後
磔	斬 即決
火刑	火刑ハ火附を極て重科ニ相立候 公義御定ニ付、明律相当無之、
御刑法御定	
定例	
御刑法名目	
一 戸ノ五	
戸ノ五日	
同 十日	
同 十五日	
同 廿日	
同 三十日	
但子兄弟或は奉公人之類戸ノ難相成者ハ、右日数之通過	

料

料人夫或ハ一日六十文之積を以て過料錢為差出候事、

二2

鞭 [ト、]

資

鞭三

同六

同九

同十二

同十五

三3

鞭刑追放 五

鞭十八

同廿一

同廿四

同廿七

同三十

但追放ハ鞭十八已上ニ候得共、其罪之子細ニ寄其所ニ難  
差置者は、鞭數ニ不拘、所払可致事、

四4

徒刑 三

徒半年

鞭三十

同一年

鞭三十

同一年半

鞭三十

但徒刑之者は銅鉛山へ差遣し鞭刑之上年限之通苦使可致  
事、

但尾太銅山并湯沢鉛山へ苦使之類御預之類以来御止メ被

仰付、左之通、

徒刑半年ニ相当候者牢居日數百日、〇一年ニ相当ニハ式百

日、一年半ニ相当候ハ三百日、〇式年に相当候ハ五百日、

右之通御定被仰付候様、尤右之罪科ニ相当候者御座候而

同類懸合共御片付被 仰付、其者斗牢居之上、追而御片

付被仰付候節、此度外懸り合之者共夫々御片付被仰付候

得共、重罪之者ニ付何日ノ日數何程牢居之上御片付被仰

付候旨、牢奉行ニ而申渡候様、

町奉行

文化八未年十月八日

五5

死刑 四

斬

獄門

磔

火刑

六 6 贖刑

鞭 三ハ	過料 三貫六百文
同 六ハ	四貫二百文
同 九ハ	四貫八百文
同十二ハ	五貫四百文
同十五ハ	六貫文
同十八ハ	十二貫文
同廿一ハ	十五貫文
同廿四ハ	十八貫文
同廿七ハ	廿一貫文
同三十八	廿四貫文
徒半年ハ	三十貫文
同一年ハ	三十貫文
同一年半ハ	三十六貫文
死罪ハ	四十二貫文

右過料之儀者、老幼廢疾之類刑ニ不可行者并過テにて人を殺或ハ疵付候類、相当之過料ニ而罪を贖可申事、

7 一過料之者若貧困ニ而上納難相成者ハ、銅鉛山へ差遣一日六十文之積を以夫役ニ使ひ可申事、若又老幼廢疾之類夫役ニ茂難相成者ハ、其身牢舎之上一年或二ニ而用捨可致

事、

- 七 五逆之事
- 8 一惡逆  
祖父母父母を打擲いたし或は殺さんと謀り并伯叔父姑兄姉母方之祖父母を殺し夫トを殺し候者之事、
- 9 一不道  
一家之内死罪にあらざるもの三人を殺し并人之支体を切ほときむこく切害いたし候ものゝ事、
- 10 一大不敬  
御宗廟御飾物并御召物等を盜取候者之事、
- 11 一不孝  
祖父母父母之事を訴へ或は惡口いたし并父母之扱ひ宜しからず難洩せしむる者之事、
- 12 一不儀  
支配之者頭分之者を殺し、弟子として師匠を殺し候ものゝ事、
- 八 老幼廢疾之事
- 13 一歳七十已上十五歳以下并廢疾之者死罪以下贖ニ而用捨可

致事、八十已上十歳已下死罪を犯し候者ハ上聞之上時宜御沙汰可被仰付事、盜賊并人に疵付候者贖を出させ可申事、其余之罪ハ御構無之、九十已上七歳已下は死罪ニ而も刑を不可加事、

但罪を犯し候節未老疾ニ無之候共、事顯れ候節老疾ニ候得ハ老疾を以て沙汰可致事、幼少之節罪を犯し壯年ニ至り事顯れ候節、幼少之例を以て沙汰可致事、

14 一癡疾之事、惣而人事ニはつれ候片輪病人をいふなり、馬鹿乱心之類も癡疾与可致候事、

九

科人ハ首従を可別事

15 一二人以上申合罪を犯し候節ハ其内趣意相企候者を首ト致候事、其余ハ従と致候事、従之者ハ首ト罪一等を減し可申事、尤本文に同類不残と有之ハ首従之差別無之事、

一〇

一人ニ而二罪有之事

16 一凡二罪以上共に顯れ候節ハ重きもの一ヶ条を以罪を定候事、若一罪先ニ顯連既ニ刑を加ヘ候後外之罪顯れ候節ハ、輕きもの并同等之科は御沙汰ニ不及、若跡に顯れ候科重ク候者沙汰直しにいたし、前罪之鞭数差引残る鞭数

斗刑を加ヘ候事、

一一 五軒組合連座ニ可及ヶ条之事

17 一隠田畑

18 一隠津出

19 一盜枿

20 一博奕之宿

21 一隠商売

右ヶ条之内罪を犯し候者組合之者ハ、本人之罪相当を以過料に直し組合四軒より差出させ候事、

但組合四軒ニ不滿者ハ四軒之割合を以、不足分ハ容赦いたし候事、

一二 科人自身申出候者

22 一惣而悪事を致候者、事未顯己前自身申出るに於てハ、其罪御容赦被仰付候事、

但人を疵付或ハ物に寄り不可償品ならび姦通之類ハ不許事、

23 一竊盜或ハ手段等ニ而人之財物を取、其後過を悔候而自身と本人江返し候者ハ、上江申出ると同前其科可許事、

一三 親族ハ罪を隠し候而も御容赦之事

24 一父母兄弟伯父姑夫婦之間、罪有之相隠候とも御咎無之事、但其事を泄らし逃去らしむる共不可罪事、家来主人之為メに隠し候も是又同然之事、其外妻之父母娘之婿夫之兄弟ハ相隠候節平人ノ罪三等を減し可申事、

一四 親族軽重之事

25 一本文に祖父母と有之ハ高祖曾祖同様之事、孫と有之ハ曾孫玄孫同様之事、嫡孫之承祖ハ父母と同様、嫡母養母ハ実母と同様之事、

一五 罪可減者ハ累減を得候事

26 一譬は罪を犯し候者首と従と有之時、其従之者は罪一等を減し候上、其者外ニ可減子細有之時は又幾等も段々に減し可申事、

一六 婦人犯罪候事

27 一婦人之罪を犯し候ハ鞭十五に不可過、鞭十五以上相当候節ハ十五鞭切ニ而、残る数は過料ニ而罪を贖ひ可申事、  
28 一婦人之鞭刑は襦袢之上ヲ打可申、但姦淫之罪ハ衣を去り

直ニ可打事、竊盜之類ハ入墨を許可申事、

一七 不儀(マ、)之財物取捌之事

29 一財物之上ニ而罪を犯し候者、本人相手共に罪有之時ハ其財物ハ没収(朱、)可致事、若相手方罪あり本人罪無之時は其財物ハ本人江返し候事、

30 一其財物之没収可致もの并本人江可返物既ニ費し用ひ候ハ可令償出事、若科人身死候而品物費用候節者取立ニ不及事、

一八 同類之内出奔有之片口ニ相成候者之事

31 一同類之内一人は出奔いたし一人召捕候節、其者出奔いたし候者を本人之旨申出、別ニ証人無之時ハ其者は従といたし刑を可加事、其後出奔いたし候者を召捕糺明いたし候節、最初之者本人ニ相違無之ハ即首といたし残る刑を加へ候事、

一九 罪科加減之事

32 一加と云は本罪の上に猶加へ重く致候事、減と云ハ本罪の上を猶減して軽く致候事、

但減候節ハ四段之死罪三段之徒刑各一等いたし減候事、△鞭刑ニ至<sup>レ</sup>而ハ三鞭宛之一等<sup>ヲ</sup>減可申事、己<sup>レ</sup>五月何候事、

加候節ハ一段毎に一等といたし候事、猶又加罪ハ徒一年半鞭三十限ニ而、加て死に入へからず、加て死に可入ものハ其ケ条に其訳断有之候事、

二〇 關所之事

33 一關所之事鞭三十已上專利欲に拘候科ハ其利欲之輕重ニ寄り田畠或ハ家屋敷家財等關所可申付事、重罪ニ而も利欲ニ不拘ものハ律之ケ条ニ出候外は關所<sup>〔註〕</sup>致事、

諸手足輕中村幸左衛門無調法之儀有之永之御暇追放被仰付候節、同人亀甲町ニ所持之家屋敷御取上之様町役之者存願申出候処、同人中丁ニ所持之明屋敷ハ御取物<sup>揚</sup>ニ相成、町方所持之分ハ御擔無之旨、尤已来とも袴役之者町屋住居之家屋敷ハ御擔無之、無袴之分ハ其罪ニ寄り沙汰之事、  
己<sup>レ</sup>五月十二日

二一 取押物之事

34 一惣而禁を犯候ものを取押候儀、其懸り合役筋之者に無之候者其品物取押候者江被下候事、其役筋ニ而取押候ハ、

押物多少ニ寄り御賞被下、其品者没収可致事、

△米留忍通馬取押ニ相成御僉儀之節、自分持馬ニ無之与敷、持馬ニ有之候而も外ニ他人之馬借れ候而取押ニ相成候旨申出有之時は、人別帳并馬帳僉儀之上分明ニ候得者本人へ相返し可申事、尤脇<sup>〔力〕</sup>元村米留所ニ而馬并米取押之節、外人<sup>カ</sup>かれ候馬式<sup>力</sup>有之本人へ相返し候儀伺相濟、寛政十三酉年二月

△役筋ニ而御制禁之品取押候節、人馬取押之節ハ御取上ニ相成候処、已来馬之儀者入札払之上右代錢不殘取押之役筋へ、被下置候様、尤番所前抔ニ而取押候馬ハ代錢半分通被下置候様、文化十四年三月濟、

人命

二二 人を謀て殺候者

35 一宿意を以て謀て人を殺候もの、其張本人は獄門、加談手伝いたし殺候ものハ斬罪、加談斗ニ而手伝不致ものハ徒一年半鞭三十、

36 一疵付候斗ニ而不死時は、張本人ハ斬罪、加談手伝いたし候ものハ徒一年半鞭三十、

37 一謀殺之奉行ひ候得者、疵付不申候とも張本人ハ鞭三十、加談手伝之もの鞭十五、



38 一右之張本人ハ縦其場ニ不臨候とも、殺候節ハ其身手に懸ケ殺候同然、疵付候節ハ手に掛け疵付候同然之事、加談之ものハ其場ニ不臨候得者臨候者より罪一等を許可申事、

39 一若因之財宝を取候得者、強盜之律ニ随ひ張本人加談之差別無之不殘磔、但同行之内ニ而も財を分け不申候得者謀殺之律ニ而捌候事、

二三 謀て親を殺し候者

40 一謀て親を殺し候者男女ニ不限肆之者鋸引、婦人夫之父母を殺し候も同様之事、

鋸引之ものハ罪之次第建札いたし往來道路に於て肆し事三日往來之もの勝手次第鋸引可致候事、右日限相濟候まで鋸引いたし候もの無之者其節引廻し之上磔、

41 一弑逆之事既に行ひ候得者、縦疵付不申候共磔、

42 一親殺之者、妻子ハ不殘遠追放、家屋敷家財關所、但子ニ而も別居之者ハ御容赦之事、

43 一親殺之者於自滅ハ、死骸塩潰磔可致事、

二四 親族之謀殺

44 一祖父母を殺さんと謀里、已<sup>〔出損〕</sup>行候者ハ獄門、殺候得者引廻之上磔、但母方之祖父母同様之事、

45 一婦人夫之祖父母并夫を殺候者、右同様之事、

46 一伯叔父姑姉姉ハ謀殺已ニ行ひ候得者徒一年鞭三十、疵付候得者獄門、殺候得者磔、

47 一祖父母父母子孫を謀殺いたし候者、解死人ニ不及徒一年半鞭三十、

48 一伯叔父姑之甥姪を謀殺いたし、兄姉之弟妹を致謀殺候もの斬罪、

二五 謀て主人を<sup>〔朱〕コロ</sup>殺し候者

49 一謀て主人を殺し候者男女ニ不限肆し者鋸引、

但疵付候者行ひ候者惣而子之父母ニ対し候同様之事、

50 一下人他之主人を殺し候者磔、但下人主人より暇出外江奉

公いたし罷有、本之主人を殺候者他之主人を殺候と同様之事、

二六 姦に因て夫を殺し候者

51 一妻妾他之人と姦通いたし因て夫を殺候者、引廻し之上磔、姦夫ハ獄門、若男之手段のみニ而女其謀を不知女は

二八 斬罪、又女之手段計ニ而男其事を不知時は唯姦夫之刑ニ一等を加へて罪に行ひ候事、

52 一妻妾人と姦通いたし候を、現在姦通之所ニおいて見届即時に殺候者ハ御咎無之事、若其場を立去り候者訴も無之（采山使）

二七 一家三人を殺し候者

二七

一家三人を殺し候者

53 一家之内非死罪人三人を殺し、并人の支体を切ほときむ

こく殺害致候者引廻之上礫、家財闕所、死者之家江被下候事、妻子ハ遠追放、致加談候もの手伝致候者共ニ獄門、

二九

但追放之儀、別居之子ハ御容赦之事、

二八

頭分之者を謀殺いたし候者

54 一支配之者頭分之者を殺さんと謀里、既ニ行ひ候得者徒半年鞭三十、疵付候得者斬罪、殺し候得者礫、

二九

咒詛毒薬

55 一咒詛調伏等を以人を殺さんと謀り候者謀殺之律を以罪に

行候事、若唯人を苦めんと謀り候ハ、二等を減し候事、

毒薬を用ひ候も同様之事、毒薬を買ひ未用候者鞭三十、其事を知て薬を売候者同罪、不知時者御咎無之、

三〇

打擲にて人を殺し候者

56 一本より巧ミて殺候心ニ者無之、一時之喧嘩打擲にて人を

殺候者ハ斬罪、尤相手方理不尽之致方ニ而不得止事切害ニ於てハ、相手方親類名主僉義之上、被殺候者平日不法者ニ相違無之候得者、死罪二等を減し可申事、

57 一同く謀て人を打擲いたし因て死ニ至り候得者、急所之疵

を得させ候者を解死人ニ可致事、但最初事を企候ものハ徒一年半鞭三十、余人ハ何れも鞭十五、

三一

怪我にて人を殺し候者

58 一怪我ニ而人を殺し或ハ疵付候者、打擲之律に依て贖を取、其者に被下候事、

59 一途中馬車ニ而人を過チ候者、緩急之事無之候ハ、怪我を以沙汰可致事、若不慎之儀於有之者打擲之律を以刑を可加事、

60 一危き仕業をいたし因て人を殺候者贖ニ者難相成打擲之律

を以刑を可加事、

61 喧嘩等ニ而因て傍之人を殺し疵付候者、喧嘩ニ而殺し疵付候と可為同然事、

62 一若又謀て人を殺さんとして過て別人を殺し疵付候得者、謀殺を以沙汰可致事、

三二 夫有罪之妻妾を殺し候者

63 一妻妾夫之父母祖父母を打擲等により、其夫打之因て死ニ至候得者御搦無之、若又強而擅に殺し候者鞭十五、但外之罪等に依り打殺し候を可為解死人事、

64 一夫妻妾を打擲或ハ罾リ等致候ニ寄り其妻妾自殺いたし候者不及御沙汰事、但重き疵等為負候之節ハ夫妻妾を打擲之律ニ依て沙汰可致事、

三三 人を逼て死を致候者

65 一事に依て人を逼り其人自殺いたし候者鞭十五、并金貳兩を出さしめ死者之家江被下候事、若姦を行ひ盜を致候為メ、人を逼り死をいたし候ものハ獄門、

三四 人殺之者内済致候者

66 一祖父母父母人のために殺され其子孫内済致候もの徒一年

半鞭三十、夫殺されて内済致候者は又同様之事、伯叔父姑兄姉ハ二等を減し可申事、若子孫人之為メに殺され祖父母父母内済いたし候者鞭九、常人の内済ハ鞭三、

67 内済のた免に賄賂を取り候者ハ、錢之高に寄り竊盜に準し重き方ニ而沙汰可致事、但父母殺され賂を取り候もの

死罪、

68 一同居或ハ同行之人初より其人を謀て害さんとする事を存なから不留者、并被殺候後訴へざるものは鞭十五、

打擲

三五 喧嘩打擲は疵之輕重を以罪を定候事

69 一手足或ハ外之ものを以て人を打擲いたし候者戸メ十日、疵付候得者戸メ二十日、

但打候処不破候共、青赤に腫候を疵と定候事、

70 一血鼻口ハ出或ハ内損血を吐候者鞭九、不浄之物を以人の頭面を汚し候者右同様之事、

71 一齒一枚或ハ手足之指一本を折一目を傷并耳鼻を傷ケ候者鞭十五、湯火を以人を傷候者不浄を以人之口鼻之内江入候も同様之事、

72 齒二枚指式本已上を折候者鞭十八、

73 一人の骨を折并兩目を傷メ或ハ婦人之胎を墮し并一切之刃

物之切疵者鞭廿四、但兵器ニ而も柄を以打候者刃物ニ者

無之事、

74 一手三本足一本を折或ハ疝目を潰し候者鞭三十、

75 一兩手足を折或ハ兩眼を潰し或ハ持病等有之処因之癢疾に

至らしめ候者并人の陰陽を傷候者徒一年半鞭三十、右科

人之家財半分を以疵を得候ものへ被下候事、

右条々之科人大勢にて犯し候節ハ、其内疵付候者を重

科に致候事、本趣意企候もの疵付不申候而も其次之科

に申付候事、

但疵を得候者若死に至り候得者内行之内人を殺候節不

留之律に依て鞭十五、

76 一喧嘩ニ而双方疵を得候節、双方之疵相改疵之輕重にて罪

を定候事、尤跡より手を下し理直き方ハ二等を減し可申

事、

三六

疵療治之事

77 一疵を蒙り候者日限を立打擲の者より療治致さしむへき

事、日限之内死候得者打擲之者可為解死事、若日限之内

ニ而も疵平愈いたし候断り差出候後、余病ニ而死ニ候得

者唯打擲之罪を加へ可申事、

78 一指老本を折候以上之疵日限之内療治にて平愈いたし候得

者罪二等を減し可申、日限満る日まで平愈無之者は右之

本律を相用候事、尤婦人之破産并病氣平愈ニ而も痼疾等

に至り候者罪減申満しき事、

79 一手足其外之物にて輕き打疵は廿日限、金創火毒は卅日

限、手足を折骨痛ミ婦人之墮胎は五十日限、

三七 勢を以人を縛り打擲致候者

80 一争論に依て人を縛り打擲いたし或は私家に於て人を押籠

等致候者鞭九、若疵重く内損吐血以上ニ至り候得者平人

打擲より二等を加へ可申事、尤自分手を下し不申候共差

図いたし候者本罪ニ可致事、差図を受手を下し候者一等

を減可申事、

三八

下人主人を打擲致候者

81 一下人として主人を打擲いたし候者獄門、死に至り候得者

鋸引、怪我ニ而殺候者斬罪、怪我ニ而疵付候者徒一年半

鞭三十、

82 一主人下人を打擲いたし候者、輕き疵は御沙汰ニ不及、折

傷已上之疵は平人打擲より四等を減し可申事、死ニ至り候得者鞭十八、怪我ニ而殺候得者御沙汰ニ不及事、

三九 妻妾夫を打擲致候者

83 一妻夫を打擲致候者鞭十五、折傷以上之疵は平人より三等を可加事、一目を潰し候已上ハ斬罪、死に至り候得者磔、

84 一若妾は夫并妻を打擲いたし候得者又一等を加へ可申事、死ニ至り候得者磔、尤加へるものは加へて死に入り候事、

85 一夫妻を打擲いたし候者折傷已上ニ非連は御沙汰ニ不及事、右已上ハ平人之律ニ二等を減可申事、死に至り候得者斬罪、妾を打擲いたし折傷已上ニ至り候得者又二等を減可申事、死に至り候得者鞭三十、

86 一妻の妾を打擲いたし候もの夫の妻を打擲致し候と同様之事、怪我ニ而殺し候は其証拠分明ニ於ては御沙汰ニ不及事、

四〇 兄弟之打擲

87 一弟妹として兄弟を打擲致候者鞭廿七、疵付候得者鞭三

十、折傷ハ徒一年半鞭三十、刃傷并手足を折り一目を潰し候以上ハ斬罪、死ニ至り候得者獄門、伯叔父姑を打擲いたし候者同様之事、怪我ニて殺し或は疵付候者本殺傷之罪ニ二等を減可申事、尤贖には難相成候、

88 一兄弟之身として弟妹を打擲ニて殺し、伯叔父姑の甥姪を打擲ニて殺候者鞭三十、怪我ニて殺し候者証拠分明ニおゐては御沙汰に不及事、

89 一子孫として祖父母父母を打擲いたし候者并妻として舅姑を打擲致候者獄門、死に至り候得者鋸引、怪我ニ而殺し候者斬罪、

90 一祖父母父母之子孫を打擲ニて殺し候者鞭十五、継母は一等を可加申事、但子孫祖父母父母を詈り或は打候ニ依り因て打擲いたし死に至り候得者御沙汰ニ不及、怪我ニて殺し候者は又同様之事、

四一 師匠を打擲いたし候者

91 一師匠を打擲いたし候者平人に二等を加へ可申事、殺候得者磔、

四二 父祖人に打擲せら連其子孫返し打候者

92 一 祖父父母父母人之為に打擲せられ其子孫救ひ候ため返し打

候者、輕き疵は不及御沙汰、折傷已上ニ至り候得者平人

打擲より三等を減可申事、死に至り候得者定法之に登く

可為解死人事、

盜賊

四三 竊盜

93 一 盜致候者、入墨之上、盜取候高に応し輕重之罪科いたし

べき事、

定

一 十貫文以下

入墨 鞭三

一 十貫文以上

同六

一 廿貫文以上

同九

一 三十貫文以上

同十二

一 四十貫文以上

同十五

一 五十貫文以上

同十八

一 六十貫文以上

同廿一

一 七十貫文以上

同廿四

一 八十貫文以上

同廿七

一 九十貫文以上

同三十

一 百貫文以上

徒半年鞭三十

一 百十貫文以上

同一年鞭三十

一 百廿貫文以上

同一年半鞭三十

一 百卅貫文以上

同但從之者ハ死罪一等を許し候事

右錢高を以罪之輕重を定候儀、盜取候品幾人ニ而分け候

而も、分前之高に不拘、盜取候本高を以一人毎に罪を加

へ候事、尤從之者者一等を減可申事、但一時に數家ニ於

て盜取候節、其内只一家之財多き方を以罪を定候事、米

穀等は時之直段を以錢に直し、品物は直打致させ錢に差

積可申事、

94 一 盜ニ入候者財物を取不申候得者鞭三、入墨ハ免之、

但人之土藏を破り或は盜に忍入候次第に寄、大盜に相

違無之候者、財物に不拘入墨鞭三十、

95 一 入墨之儀、腕江廻し幅三分ほとに入墨可致候、尤初度者

右之腕江彫り、二度目は左之腕に彫可申候、三度に及候

得者多少に不依斬罪、

四四 御城中江入盜致候者

96 一 御城中江入盜致候もの獄門、

表坊主棟方林齋梓嘉林、隱居之後、病屈ニ而御城へ紛れ入候

ニ付、死罪一等を許し徒刑被仰付候、

寛政十一<sup>(マ、)</sup>己未年四月

四五

自分預り之物を私曲致候者

97 一 御預之物を私曲いたし盜取候者、首従之差別無之、盜取

候錢高を以罪を定候事、尤幾人ニ而分ヶ候而も、分前之

高に不拘、盜取候本高を以一人毎に罪を加へ候事、

定

一 二貫五百文以下

入墨 鞭九

一 二貫五百文以上

同十二

一 五貫文以上

同十五

一 七貫五百文以上

同十八

一 十貫文以上

同廿一

一 十二貫五百文以上

同廿四

一 十五貫文以上

同廿七

一 十七貫五百文以上

同三十

一 二十貫文以上

徒半年鞭三十

一 二十五貫文以上

同一年同三十

一 三十貫<sup>(宋、)</sup>以上

同一年半同三十

一 四十貫<sup>(宋、)</sup>以上

死罪之代徒二年同卅

四六

御藏之財物を盜取候者

98 一 御藏之財物を盜取候者并御藏廻之者御藏之財物を私曲い

たし候者、首従之差別無之、盜被取候錢高を以罪を定候

事、尤幾人ニ而分ヶ候而も、分前之高ニ不拘、盜取候本

高を以て一人毎に罪を加へ候事、

定

一 五貫文已下

入墨 鞭六

一 五貫文以上

同九

一 十貫文已上

同十二

一 十五貫文以上

同十五

一 二十貫<sup>(マ、)</sup>已上

同十八

一 二十五貫文以上

同廿一

一 三十貫文以上

同廿四

一 三十五貫文已上

同廿七

一 四十貫文已上

同三十

一 四十五貫文已上

徒半年鞭三十

一 五十貫文以上

同一年同三十

一 五十五貫文已上

同一年半同三十

一 八十貫文以上

斬<sup>(御藏廻之者私曲致候分ハ、)</sup>死罪之代り徒二年鞭三十

四七

強盜

99 一 追剽強盜之者既に行ひ候得者、財物を取不申候とも徒一年半鞭三十、既に財物を取り候得者同類不殘磔、

100 一 盜に忍入候者其家人江手向いたし、或は疵付候得者、強盜之御仕置たるへく候、但同類之者助力不致ものハ竊盜を以沙汰可致事、

101 一 若竊盜既に財物を捨逃去り候を、其家人追懸ケ候ニ付因て手向致候ものハ、此律を不用、科人手向ひ之律を以刑を加へ候事、

四八

白昼人之物をかすめ奪候者

102 一 白昼人の物を奪取候者鞭三十、若取り候高多候得者竊盜之罪に二等を可加事、從之者は一等を可減事、

103 一 難船等之節、便に乘し乱妨致候者、同様之事、

104 一 喧嘩等いたし因て財物を奪取候者、是又同様之事、

105 一 巾着切之類者、〔朱〕リョダツカ搶奪ニ者無之候、竊盜之律を以刑を加へ候事、

四九

火附

106 一 盜之為に火を附候者者火刑、但燃立不申候得者斬罪、

附火を可付旨張札投文いたし候者ハ鞭卅徒二年、火札

之刑書加之、

文化元年子ノ六月御用所御横説を以書加之、

五〇

馬盜

108 一 馬を盜売買いたし候者斬罪、

五一

盜杣

109 一 盜杣いたし候者、杣取之多少を以、御藏之財物盜取候律を以刑を可加事、尤入墨ハ許し候事、

110 一 山師共過木伐取候者、伐出しの過木不殘取上ケ、伐出之多少を以罪を加へ候事、前条同様之事、

111 一 御留山ニ而柴薪等を盜伐候者過料老貫文、尤伐出しの高多候節ハ、錢ニ差積一倍之過料可申付事、御留山ニ無之共、御停止木伐荒し候者右同様之事、

112 一 山中伐荒有之、科人相知れ不申節ハ、伐荒れ之多少を以、山下村過料可申付事、

※

但檜一本之代り小杉百本、杉雜木一本代り小杉百本、巳ノ年濟切荒一本ニ付過料二百文積之儀、尾別村領山一件ニ付申上ル、

伐荒之場所へ植付不相成候処ハ、手寄空山を見立植付候様、



尤植付多き時者三ヶ年五ヶ年之内、

113 一 無極印之材木売買いたし候者、取上之上、盜物を存なから売買いたし候律を以刑を加へ候事、

五二

115 一 出水之節、流失流木取揚候者、見分之上五ヶ一山師より相渡可申候、若隱置被見出候節者、隠木多少を以過料為差出候事、

定

- 一 十本以下 一貫貳百文
- 一 十本以上 一貫八百文
- 一 二十本以上 二貫四百文
- 一 三十本以上 三貫文
- 一 四十本以上 三貫六百文
- 一 五十本以上 四貫二百文
- 一 六十本以上 四貫八百文
- 一 七十本以上 五貫四百文
- 一 八十本以上 六貫文
- 一 九十本以上 六貫六百文
- 一 百本以上 七貫二百文

五三 田野之穀物を盜取候者

116 一 田野之穀物を盜取候者、竊盜に準し多少を以罪を定候事、但入墨同様之事、

117 一 柴草木石之類人功を以て伐取積置候を擅に取候者、是又同様之事、但入墨免之、

五四 夜中無故人家に入候者

118 一 夜中無故人家に入候者鞭三、若其家人即時に殺候ものは御搦無之、若又既に捕置擅に致打擲疵付候者、平人打擲る二等を減じ罪に行ひ候事、死に至り候得者鞭三十、

五五 盜之宿いたし候者

119 一 強盜之宿いたし候者、其身不行候とも財物を分取候得者磔、財物を取不申候得者徒一年半鞭三十、

120 一 竊盜之宿致候者、財物を分け取候得者、其身不行候共、竊盜之首与可為同前事、財物を取不申候得者一等を減可申事、入墨同様之事、

121 一 強盜竊盜之盜物を存ながら買候者、品物錢に差積竊盜之律二等を減、罪に行ひ候事、存ながら預置候者亦一等を減候事、但品物之高多候とも鞭十五ニ而許し可申事、若

不存候得者御構無之、品物ハ本人江かへし可申事、

五六 句引(マ、)

122 一手段を設け人を句引候者鞭三十、因て人を疵付候者斬罪、

五七 入墨を抜取候者

123 一盗いたし入墨を被行候者其後蜜(マ)かに抜取候者鞭三、入墨仕直し可申事、

五八 謀書謀判いたし候者

124 一御印并奉行諸役人之判を似せ造り、諸渡物等盗取候もの獄門、未財物を不取者ハ死罪一等を減し可申事、

125 一似せ印形似せ手紙或ハ古手形を取拵、公私(マ、)之者を取候者、竊盜に準し錢之高を以罪科之輕重を可行事、但入墨竊盜同様之事、

126 一語らひ手段等ニ而取候者、是又竊盜同様之事、但入墨免之、

127 一物取に無之、申訳之為メ有合之印形押候類は、竊盜に準じ一等を減し可申事、入墨免之、

五九 役人を似せ候者

128 一在々通り役人を似せ、往來之人馬賄等差出させ候もの鞭三十、

六〇 似せ金錢を造り候者

129 一似せ金を造り并私に錢を鑄候者磔、細工人同罪、其余加談之者は死罪一等を減可申事、但似せ金を存なから通用いたし候者、是又同様之事、

賄賂

六一 枉法賄賂之事

130 一賄賂を受任たる事を致候者、錢(ゼニ)之高を以輕重之罪科可行事、尤幾人ハ受候而も、惣錢押合せ其高を以罪を定候事、若枉候事重く候得者、人之罪を輕重いたし候律を以刑を加へ候事、

定

- 一 五貫文以下 鞭六
- 一 五貫文以上 同九
- 一 十貫文已上 同十二
- 一 十五貫文以上 同十五

六六

二十貫文以上

同十八

一 二十五貫文以上

同廿一

一 三十貫文以上

同廿四

一 三十五貫文以上

同廿七

一 四十貫文以上

同三十

一 四十五貫文以上

徒半年 鞭三十

一 五十貫文以上

同一年 鞭三十

一 五十五貫文以上

同一年半 鞭三十

一 百二十貫文以上

死罪之代 徒二年 鞭卅

六二 不枉法賄賂之事

131 類みを受錢を取候得共、枉たる事無之者は、惣錢之高押合半分ニして罪を定候事、但一人より受候ハ半分ニ不致候事、

定

一 十貫文以下

一 十貫文以上

鞭三

一 二十貫文以上

同六

一 三十貫文以上

同九

一 四十貫文以上

同十二

一 五十貫文以上

同十五

六三

五十貫文以上

同十八

一 六十貫文以上

同廿一

一 七十貫文以上

同廿四

一 八十貫文以上

同廿七

一 九十貫文以上

同三十

一 百貫文以上

徒半年 鞭三十

一 百十貫文以上

同一年 同三十

一 百廿貫文以上

同一年半 同三十

六三 座贓之事

132 一差而類合候事も無之、通例只財を受候類は、坐贓之罪に可行事、尤惣錢半分ニ致候而罪を定候事、前条同様之事、尤与へ候もの三等を減候事、

定

一 十貫文以下

一 十貫文以上

戸ノ廿日

一 二十貫文以上

同 三十日

一 三十貫文以上

鞭三

一 四十貫文以上

同六

一 五十貫文以上

同九

同十二

料

資

- 一 六十貫文以上 同十五
- 一 七十貫文以上 同十八
- 一 八十貫文以上 同廿一
- 一 九十貫文以上 同廿四
- 一 百貫文以上 同廿七
- 一 百廿貫文以上 同三十

六四 賄賂之約諾致候者

133 一 賄賂の約諾いたし財物未た手に入れ不申とも、事を枉候ものハ枉法に準し一等を減、罪に行ひ可申事、約諾已(朱)而にて未事を枉げ不申候得者不枉法に準し一等を減可申事、

六五 賄賂を行ひ候者之事

134 一 下之者願事有之賄賂を行ひ候而法を枉候事を得候得者、差出候錢高を以坐贖之律に當て刑を可加事、尤枉候事重く候者重き方ニ而沙汰可致事、若上たる者強而無抛差出候者御咎無之、

六六 茂合取立私曲致候者

135 一 茂合錢差出サセ私用にいたし候者、枉法を以罪に行ひ候事、音信に用ひ自分違ひ不申候とも同様之事、

田宅

六七 隠田畑

136 一 隠田畑いたし候者、一反歩より五反歩までは鞭六、五反歩毎に一等を加可申事、但隠田畑御取上、隠候反畝一年之年貢可令出事、

137 一 御検見之節、惡地抔振替見せ候者、右之格ニ而一等を減可申事、尤反畝多候茂鞭十五ニ而許可申事、村役之者存

なから見遁しに致置候ものハ本人同罪之事、若不存候得者、五反歩已下ハ許之、五反歩以上右之格ニ而三等を減可申事、尤反畝多候とも鞭九ニ而許可申事、

六八 田畑質入

138 一 年季を以質入いたし候田畑、年季相濟本人ノ元利返済請戻しを求候得共、外事ニ託し不相返年来押領致候者鞭三、年来之小作米可令返事、

六九 田畑之押領

139 一人之田畑を事ニ依リ押領致候者、屋敷ハ一軒、田畑ハ

一反歩より五反歩まで鞭三、五反歩毎に一等を加へ可申事、尤反畝多候共鞭十八にて容赦可致事、但年来之小作米可令返事、前条同様之事、

倉庫

七〇 御収納之遅滞

140 御収納物者年々十一月晦日迄皆済可致事、若翌正月迄無故して皆済無之ものハ、御収納高十分に割、一分滞り候得者戸メ廿日、一分毎に一等を加可申事、村役同様之事、尤鞭九ニ而許可申事、

七一 内借

141 御蔵廻之者御蔵之米錢を致内借候者、米錢之高を以竊盜に準し罪に行ひ可申事、若懸り之者に非れハ一等を減可申事、但入墨免之、

142 一器財之類自分の物を以取替候者、同様之事、

訴訟

七二 手越に訴状差出候者

143 一訴状を差出候者其向々支配頭江差出可申事、手越いたし奉行御役人江差出候而も取上ケ申間敷事、若願難相立儀を強而手越に出候者戸メ三十日、但願可相立筋を支配頭ニ而取押置、或ハ支配頭ニ而非道之取扱有之候を訴へ候類は可為格別事、

七三 無名之訴状

144 一無名之訴状(マ、シ)投文いたし候者鞭三、訴状之趣取上沙汰致間敷事、

七四 不実之事を致訴状候者

145 一不実之事を申出人を罪に落さんとするもの、鞭刑可被行事を訴候得者即申出候者鞭刑たるへし、追放に可被行事を申出候得者可為追放事、若死罪ニ可相成儀を訴候得者徒一年半鞭三十、

146 一若被訴候人御沙汰既ニ極り其罪に被行候後不実之事頭れ候得者、罪に被行候者之刑に一等を可加事、死罪ニ被行候得者可為解死人事、

147 一若二ヶ条訴候節、軽事ハ実ニて重事ハ偽り、或ハ一事ニ而も軽事を重く申出候者、鞭数之内実事之分を差引、残

料  
る鞭數を以刑に行ひ候事、

七五 親族相訴候者

資  
148 一子孫として祖父母父母之事を訴へ、妻として夫并姑并舅之事を訴候者鞭三十、虚説を構へ裁許を願ひ候ものは斬罪、

149 一伯叔父姑兄弟之事を訴候者鞭十五、訴候事偽ニ候得者平人ノ罪三等を加可申事、但被訴候者ハ科人自身申出候律

と同様之事、若伯叔父姑兄弟非道之儀有之、不得止事申出候者可為格別事、

七六 子孫父母之教に背き候者

150 一子孫として父母之教に違ひ、或ハ養育缺候義有之ものハ鞭十五、但父母之申出ニ依り刑を加へ候事、

七七 訴訟之腰推致候者

151 一訴訟之腰推いたし、或は人の為メに訴状を作り人を罪に落さんと致候者、本人と同罪之事、

七八 強訴

152 一願難相立儀を大勢徒党いたし支配頭之差図を不相用強訴ニおゐてハ、其棟梁いたし者鞭廿四、加該致候者一等を可減事、其余一通り之余党者吟味之上容赦可致事、

七九 隠津出

153 一隠津出し致候者品物取押鞭十五、相對いたし取賦候者過料一貫三百文、

但二百以上之隠津出ハ家屋敷家財關所所払いたしべき事、

※ 隠津出し致候者御片付之儀、御定通鞭十五ニ被行、其所ニ差置候 而者 又々隠津出手段取巧候御沙汰ニ而、所払之上、外ケ

浜は四ヶ組住居御搦被仰付候様申上罷在候得とも、左候而ハ〔朱書、挿入〕浦々へ住居勝手次第之様心得候 而者、却而差障りに相成候

ニ付、後鴻組前田村市五郎御片付之節、鞭刑十五被行、所払之上、外ケ浜浦々并四ヶ組住居御搦被仰付候様申上相濟、以來右之通相認メ可申事、尚又、西浜も右之心得ニ而取扱可申事、

寛政十三酉の年二月

154 一米留有之節、無手形ニ而米隠出候もの鞭六、駄賃附候者

過料一貫二百文、

米留所忍通り候もの、荷物并馬共御取上之筈、

己開七月廿一日被仰付候事、

八〇

隠荷揚

155 一 旅船隠荷物致候者品物取押、相對致候問屋鞭六、家業取

放候事、

八一

隠商売

156 一 隠商売致候者、品物取押、過料錢為差出候事、

但過料之定、別帳戸数方条例有之、

雑犯

八二

博突

157 一 博突致候者鞭三、其時之金錢ハ没収可致事、

但宿致候者可為同罪事、尤其場ニ居合候者之外同類有

之候共、一々僉儀に不及事、

但輕き蘭引よみかるた等いたし候者戸メ三十日、

八三

御用事を頼合致候者

158 一 御用事を曲て頼合いたし候者戸メ廿日、頼候者并頼を受

候者同罪之事、若事既に施し行ひ候得者、頼を受候もの

は鞭六、頼候ものハ其親戚朋友之為ニ候得者二等を減へ

し、自分之為に候得者本罪之上に一等を加候事、尤曲候

事重く候得者、人之罪を輕重いたし候律を以刑を加へ候

事、是か為メに賄賂を取候得者、枉法之律を以刑を加へ

候事、

八四

人之罪を致輕重候者

159 一 依怙愚直を以人之罪を輕重いたし候者、其増減いたし候

処を以、其分之罪を加候事、若或ハ全く偽り候得者、其

本罪を以刑を加へ候事、

八五

失火

160 一 失火致候者戸メ廿日、類焼有之候得者卅日、因之人を焼

死致候得者鞭十五、但一家之内誰に而も手過テ致候者江

刑を加へ候事、若 御宗廟并御城等江類焼ニ及候得者徒

一年半鞭三十、

161 一 諸役所并御蔵内ニ於て失火致候者鞭二十四、

八六 野火

162 山野江野火附候者、住居之町在引廻之上鞭十五、若本人

相知れ不申候得者、其領分之村所過料為差出候事、

但過料定、郡方別牒条例有之、

文化三丙丁年十一月御沙汰直以前者、引廻し無之、鞭三、

八七

163 御触ニ背き候者、事之輕きハ戸メ十五日、重きハ卅日、

八八

不可為義を致候者

164 不可為儀を致候者、事之輕きハ戸メ廿日、重きハ鞭三、

此ヶ条之儀元來重科ハ律に正數ヶ条有之候得共、輕事ニ

至り事變方端ヶ条に難述候間、右様之儀二等に分、此ヶ

条を以沙汰可致事、

八九

科人手向致候者

165 一科人逃走り捕手之者江手向致候者、本罪之上に二等を可

加事、尤人に疵付折傷已上ニ至り候得者斬罪、

九〇

科人出奔

166 一牢破り并預之内繩解き出奔いたし候者、本罪に二等を可

加事、

167 一預之者不覺にて取逃候者、預り人并番人江卅日之内に捕

候儀申付、若捕兼候節ハ科人之罪に三等を減可申事、態

と逃し候得者科人同罪、

九一

科人を隠し候者

168 一科有之御僉義之者を乍存隠し置、或ハ其事を告知らせ遁

し候者ハ、科人之罪に一等を可減事、

九二

私に舛秤を造り候者

169 一私に舛秤を造り并通用舛を増減いたし奸曲いたし候者、

鞭六、

九三

御関所忍通候者

170 一御関所忍通候者鞭九、山越致候者鞭十二、

九四

立帰者

171 一科有之御沙汰之上追放被仰付候者、御搆之地江立帰候得

者鞭三、本之こ登く追放可致事、

172 一惡事有之他国江出奔いたし、其後立帰忍居候者、本罪よ



り一等を加へべし、

但本罪輕く候得者御閑所忍通候罪に一等を可加事、

173 一 悪事無之出奔之後立歸り候者、御閑所外江出不申候得者

過代夫役廿日、

九五

馬札紛失

175 一 馬札紛失いたし候者過料一貫文、

174 一 無札馬売買いたし候者鞭三、

犯姦

九六

姦淫

176 一 姦淫之者ハ鞭九、男女可為同罪事、夫有之ものハ鞭三

十、

177 一 強姦之者ハ徒一年半鞭卅、未成者ハ鞭卅、

178 一 幼女十二才以下を姦シ候者、強姦同様之事、

179 一 妻女を許し候而姦を致せ候者、本夫姦夫姦婦何連も同罪

之事、右何連も姦所におめて見届、慥なる証拠有之、夫

或ハ親族の申出ニ寄り沙汰可致事、外より訴候類ハ御取

上之、

九七

僧尼犯姦

180 一 僧尼犯姦候者、平人犯姦之罪に一等を加へ還俗為致候

事、相姦候者平人姦淫之罪に行ひ候事、

九八

下人家長之妻女を姦候者

181 一 下人主人之妻女を姦し候者斬罪、妾ハ一等を可減事、

九九

相對死

182 一 男女申合相果候者、子細無之候得者死骸取捨、若女を先

に殺し、男存命ニ候得者下手人、男相果女存命ニ候得者

解死人ニ不及、三日肆し候上乞食手江相渡可申事、

183 一 男女共疵斗りニ而存命ニ候得者、是又三日肆し之上乞食

手江渡之、

184 一 主人下人と申合相果候者、下人相果主人存命ニ候得者解

死人ニ不及、乞食手江渡之、主人相果下人存命ニ候得者

獄門、

一〇〇

隱遊女

185 一 御免場所之外隱遊女抱置渡世致候者鞭三、

一 御印紙紛失、為過料銀一枚上納之上日數五日戸メ、墨付候而も右同様、

御切手紙紛失、為過料銀一枚上納之上、墨付候而も同様、

右者吉沢莊大夫御用番之節相伺被仰付候間、以來右之

心得ニ而取扱可申事、

卯四月

一 寛政八辰年十月十七日土手町三国屋与兵衛出火ニ而、同人家部御印札焼失ニ付、代御印札願申出候節、御定通過料銀一枚上納之上代り御印札渡方可被仰付儀、人別調役附紙ニ而申上候処、常躰ニ而紛失之分ハ、過料上納可致せ管、如此果急之事ニ而焼失之分ハ、格別之事故、過料ニ不及旨、伴才助申事ニ付、附紙認メ直し差出相済、

辰ノ十一月八日

一 勘定奉行裏印手形紛失之者、為過料銀五匁上納被仰付候惣触有之事、

文化六己巳年十二月

※ 覚

科人片付之儀区々之沙汰有之候ニ付、此度御刑法沙汰被仰付之申出之趣被遊 御聽届、猶又以 御自筆被 仰出候間、致勘弁批判遂穿鑿勤善懲惡ニ相成候様沙汰可有之旨、四奉行江克々可被申含候以上、

御家老

御用人中

※御自筆之写

一 刑法牒沙汰之通申付候、一体刑法之儀兼而一定之上ニ候得共、猶其時宜ニ寄輕重之沙汰茂可有之事ニ候、且箇条ニ適當之罪人有之候とも、何連君臣之儀を立、父子之親に本付、総而人論之儀を論し、其時々沙汰致候様、依て必しも其箇条ニ不可泥事ニ候、  
己三月

※於堀五郎左衛門宅申渡之覚

寺社奉行  
郡奉行  
町奉行  
勘定奉行

太田養三之一許并其外共御片付之儀各沙汰被仰付候処、沙汰及遅々候上、百沢寺用達太田藤蔵落口之筋有之候処、一遍之僉儀ニ而強而御片付之儀沙汰申出候ニ付、右之段御不審ニ寄、再ヒ藤蔵詮儀之処、何連も及白状、依而各々無調法之段御奉公遠慮竊被申出候処、被 仰出候者一体口聞之儀者罪科之深淺輕重相分ケ候儀有之候得者、明白ニ尋問、其上時宜相当之沙汰可致儀ニ候、尤品ニ寄白状為致、却而及大事ニ候様成事を用捨心得も可有之儀ニ候、然処前条之一件無故忽緒之沙汰ニ被 思召候、後來急度相心得沙汰申出候様、此度之儀者以御用捨遠慮ニ不及旨被仰付之、

三月六日

出座 大目付

右者安永九庚子年

二

一 役筋取押品御片付之儀、盗杣并無極印木品御停止木取押之分共、是迄入札払被仰付候様沙汰仕申上罷有候、然処少分之木品等者取押之役筋へ被下置候様沙汰仕申上候様、御演説を以被仰付候、然者御制禁物取押之節御片付之儀、御刑法帳之表左之通、

惣而犯禁候物を取押候儀、其懸り合之役筋之者無之候ハ、其品取押候ものへ被下候事、其役筋ニ而取押候者、押物多少ニ

寄り御賞被下、其品者御取上ニ可致事、

右之通ニ御座候、尤役筋取押之分是迄者押物高之内三ヶ一を以御賞被下置候様沙汰仕申上候処、去々年其役筋押米入札払高不残御賞ニ申上候様被仰付、其後右之通申上罷有候処、去年正月奥内村米留對馬林蔵米考俵取押之節、入札払之儀申上候処、右体押米之分ハ以来其品ニ而当人へ被下置候様、沙汰直之上申上候様、其節御演説を以被仰付、其後隠津出押米并米留所前忍通候之節押米之分共、取押之役筋へ被下置候、必竟一兩年已来隠津出御締相緩候ニ付、役筋為勸合右之通被仰付候儀与奉存候、乍然格別心を用へ遠方迄相廻り取押候分者、番所前之押米同様ニ而者厚薄之詮茂無御座、尚又押木柄之類少分ニ御座候登て被下置候儀ニ而者、一体御片付物之例に引合不申候様奉存候、依之以来惣而押物仕分、左之通可被仰付候哉、

一米留番所前ニおひて取押候分并湊方ニ而溜懸り船相改隠積等有之取押候分者、其品入札払之上代錢三ヶ一之積を以御賞被下置候様、其外之抜米隠津出取押候者其品不残被下置候様、

。点羽、半分通被下置候様、

一 盗杣取押木并無極印木品御停止木、凡而山役人手ニ而押候分、是迄入札払ニ被仰付、其度々御賞不被下置、山奉行ニ而年

中相束、極月ニ至り御賞被下置候趣ニ御座候、其訳者廿年程

以来脇道番所之外山番所引取被仰付、山役人弘前勤ニ相成候

ニ付、山元并在浦之無差別見当次第取押之管ニ而、御極印打

入方并惣而御用序而往来ニ心を付候儀不断之勤内ニ而御座

候、殊ニ前々方押米杯の例ニ者違ひ申候間、是迄之通被仰付

候様、尤<sup>〔虫損〕</sup>目付并郡方支配之手ニ而押候分者、極而当役之仕

内と申ニも無御座候間、押品入札払之上代錢三ヶ一之積を以

御賞被下置候様、

。点羽、半分通被下置候様、

一 隠商売品并其外御制禁物之儀者、其支配方懸り合之役人并諸

目付見当取押候分者、入札払之上代錢三ヶ一之積を以御賞被

下置候様、

。点羽、半分通被下置候様、

一 惣而押物少分ニ而、入札高三ヶ一之積を以御賞被下置候程之

高ニ不至分ハ、其品入札払之上、年中之処ニ而取束、極月ニ

至り候ヘハ勤功ニ寄り御賞被下置候様、

点羽、仮令少分たり共其度々半分通下置候様、

惣而御制禁を犯し御僉儀被仰付罷越取押候分、并其支配頭よ

り吟味方申付候上之押物者、是迄之通御賞不被仰付候之様、

役筋に無之取押物御片付之分ハ、御刑法帳之通御片付被仰付

候様、

右之通被仰付候様、尤前書ヶ条を以沙汰難相成押品之分者、

時宜御沙汰被仰付候様、此段申上候以上、

寛政十二庚申年十月

四奉行

御添簡

内点羽之外、四奉行沙汰之通、

三

寛政六甲寅年窺相濟候表、左之通、

一 刑罪者悪き者之懲之為ニ仕候儀ニ御座候之間、其悪を懲候程

ニ罪を加へ候而、可相成丈ハ家業田宅ニ不離候様仕度儀、然

処

御刑法帳御定是迄者輕罪者追放被仰付、其上ハ鞭刑追放被仰

付候御定ニ御座候間、戸メニ而御締難相立候節者直ニ追放被

仰付候間、流浪之者多相成御国政之害ニ相成候筋も御座候、

依<sup>〔虫損〕</sup>以来之儀者其罪之次第ニ寄、其処<sup>〔虫損〕</sup>難差置者ハ是迄之通

追放被仰付、一通懲候而其所に置候而茂妨無之者者、仮令鞭

刑ニ行候も居村徘徊御免被仰付候様奉存候、依之別紙鞭刑

ニ行候者居村徘徊御免之儀沙汰仕申上候以上、

閏十一月七日

四奉行

右沙汰之通被仰付候、

四

四奉行沙汰出席之事

一 毎月三日十三日廿三日其外臨時御役人沙汰有之節、以采御目付御徒目付致出席候様被仰付候、尤事ニ寄重き沙汰有之節者、大目付も出席被仰付候、

右之通被仰付候間、左様可被相心得候以上、

安永六丁酉年五月

右之通被仰付候ニ付沙汰申上候趣、左之通、

一 毎月三日十三日廿三日其外臨時私共沙汰寄合之節、以采御目付并御徒目付出<sup>〔虫損〕</sup>被仰付候ニ付、尚重き御沙汰事之節者大目付、〔以下、欠〕

<sup>〔奥書〕</sup>慶応三年丁卯冬使人写之

貴田同邦

本書について弘前図書館の蔵書目録には、つぎのように記す。<sup>〔21〕</sup>  
〔寛政律 甲五―八五

慶応三（一八六七）写 一冊 半紙 和

註：寛政律は寛政三年牧野左次郎（恒貞）総裁 赤石安右衛門（行建） 菊池寛司（正礼） 伴才助（建伊） 松田常藏（正卿）等主として編纂し寛政九年（一七九七）に成る

本書は文化一〇年頃までの補記がある」（原文横組み）

本書の体裁について補足すると、大きさは縦二四・二センチ、横一六・六センチで、表紙を前後に付け、内題一丁について白紙一丁をはさみ、本文は五八丁から成り、各面十行二十字前後で裏表紙見返しに奥書を記している。各所に朱および墨書の細字書入があり、虫損を受けている。

表紙は、網代小紋を全面に浮出させた地に、薄茶の横刷目を入れた紙を用い、左端に題箋を貼り、郭線内に「寛政律 全」と記し、綴じ付けは四ヶ所だが、上二ヶ所はこよりで、下二ヶ所は糸で別々に綴じており、後の仮補修によるらしい。表紙には多数の蔵書票や蔵書印があり、上辺中央の蔵書票は「津軽古図書保存会蔵書、部類・第貳類、番号・第拾号、巻数・壹巻、冊数・共壹冊、二ノ八」と記すが、右上から左下にかけて桃色鉛筆で抹消を示す斜線が引かれている。題箋の右辺中央に半ばかけて「津軽古図書保存会」なる朱印も捺されている。表紙の左下隅には文面不明の蔵書票の上に、さらにもう一枚蔵書票が貼られ、右から「甲類、第八五号、五、弘前図書館」と記す。これが現在の架蔵番号である。その右、下辺中央にも蔵書票があり「所蔵者・弘前市立図書館、第一五八号」の文面に加え、「福村」「渋谷」などの小判形認印（朱）が捺されているが、

これまた桃色鉛筆で抹消斜線を施してある。左下隅蔵書票の「五」は同じ桃色鉛筆で記されているので、二枚の蔵書票に抹消斜線を施したのは、この数字を記入した時点でであろう。なお表紙右辺上部に、朱筆で直接に「四拾六号」と記した文字も縦線で抹消されている。これらは所蔵者の変遷およびそれに伴う複雑な整理過程を裏付けるが、ここではこれ以上追求しないでおく。

本書の作成者については、奥書から、慶応三年（一八六七）冬に貴田同邦が人をして写さしめたことが、同邦自身の手で記されており、たしかに本文は一人の手に成るが、奥書とは異筆である。題箋も奥書と同筆で、同邦の手に成る。当時、貴田同邦が藩内でどのような役職にあったのか、どのような意図で本書を筆写させたか、本書の原本はどのような本であったのか、今の所不明である。ただ、本文にみられる朱筆の書入は筆写時の欠落を筆写後の点検で補ったもので、墨書の書人も同様の性格とみられ、直接の母本以外の本との校合を試みた形跡はない。本書もまた、これまでに紹介してきた寛政律の諸本同様に、本条の異同に問題点をほらみ、諸々の書入を含んでいる。

たとえば筆写の際の改変により不都合を生じた例として、冒頭の「寛」の初めに、「歴代の刑法を致、損益相立候」（京大本）とあるのを、「歴代の刑法をいたし、損益相立候」と改めている。

ときに「致」を機械的に「いたし」としたり、「者」を「もの」と直すのは、本書の特徴の一つである。

戸メについての書入のうち「辰の八月伺済」と結ぶのは『御刑法書之写』に見られた書入である。また、鞭刑追放の後に記す大場および三御通地についての地名記載は、これまで紹介した写本には見られない。

五二・八七は表題を欠く。なお、京大本との異同は32・34・72・109・112・153条など、また八六に顕著な例を見る。

註(21) 弘前市立弘前図書館『弘前図書館郷土資料目録』第一巻「津軽古図書保存会文庫目録」昭和三五年、二三頁。原文横組。三二二政治行政法制（藩政）の部に「入刑律」として既に紹介した「御刑罰御定」（安永律）について収載されている。

註(22) 貴田同邦については現時点では明らかにし得ていない。しかし、四代藩主津軽信政が心酔した山鹿素行門下で起用された人の中に貴田氏があり、孫大夫親邦は兵学師範として仕え（宝永七年没）、子孫の十郎右衛門惟邦は寛政九年物頭から大目付を経て、文政三年用人となっており、この間蝦夷地警衛のため現地に赴き、のち軍法編集も命ぜられている（文政五年没）（『津軽藩日記伝類』（昭和三三年、青森県文化財保護協会）三八六一―七頁）。兵学家としての貴田家嫡流のあり方、また「邦」という通名から、同邦なる人物と本書の位置を推定できようか。後考を俟ちたい。